

令和8年度地域包括ケアシステム推進事業 「つながる・いわき」プロモーション等業務委託 仕様書

1 地域包括ケアシステム推進事業「つながる・いわき」について

本市では、高齢者のみならず、誰もが住み慣れた地域や自分が望む場所で暮らし続けることができるよう、介護・予防・生活支援・医療等を一体的に提供する「地域包括ケア」を推進するため、様々な媒体を通じた情報発信を行っている。

また、近年は高齢分野を超えて、障がい、子ども、生活困窮、孤立・孤独など、複合化する地域課題に対して縦割りを超えて支援を行う「地域共生社会」の実現が求められている。こうした状況を踏まえ、本市では、世代や属性を問わず誰もが支え合い、地域の中で安心して暮らし続けられる仕組みづくりに向けて、地域共生社会の理念や取組内容についての周知にも取り組んでいる。

【これまでの取組み】

(1) ポータルサイト「igoku(いごく)」(<http://igoku.jp>)

平成 29 年9月開設。

いごく=いわきの方言「動く」の意味。

市内の高齢者に関連する様々な取組みや、元気な高齢者の情報を発信。デザイン力や柔らかく、分かりやすい文章で、高齢者のみならずその家族、今後高齢者を支えていく若者世代等、全ての世代の方にも見ていただき、情報共有し、つながっていくことを目的としたサイト構成を行っている。

(2) フリーペーパー「紙のいごく」

平成 29 年 12 月創刊号発行。

年 1 回程度(最新号 vol.16)の発行。掲載内容は、在宅療養、認知症、終活、障がいなどを特集。

(3) 体験学習型イベント

本人・家族など、それぞれの参加者が人生の最期をよりよく過ごす方法を考える

きっかけづくりとなる体験学習型のイベントを開催。

昨年度は、令和 7 年 9 月 27 日(土)開催。内容は、吹奏楽演奏、いごく表彰式、認知症マスコットキャラクター交付式、演劇シアター、即興劇等。

【igoku ロゴ】

The logo for 'igoku' is written in a stylized, handwritten black font. The letters are connected, with the 'i' and 'g' forming a continuous shape, and the 'o' and 'k' also connected. The 'u' at the end is slightly detached from the 'k'.

2 令和8年度の「つながる・いわき」の取組みの方向性

令和8年度においては、既存の「igoku」ロゴや市が管理運営を行う web サイト「ポータルサイト igoku」等を活用しながら、市民が地域包括ケアシステムや地域共生社会の理念をより身近に感じ、

安心して暮らし続けるための地域づくりを推進していく。

(1) 地域包括ケアの深化

地域包括ケアを「暮らしを最期まで支えるしくみ」として分かりやすく発信する。

多死社会の現状を共有し、市民が安心して最期まで暮らせるよう、ひとりひとりの備えや家族との対話の大切さを分かりやすく発信する。

(2) 地域共生社会の推進

高齢・障がい・子ども・生活困窮・孤立などの複合的な課題に対応する分野横断の支援体制を周知する。

「支え手」「受け手」や「世代」「分野」を超えて、誰もが地域で支え合いながら安心して暮らせる社会について分かりやすく発信する。

3 業務名

令和8年度地域包括ケア推進事業「つながる・いわき」プロモーション等業務委託

4 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

5 業務内容

地域包括ケア推進事業「つながる・いわき」のブランディング及びプロモーション業務

(1) 本事業のプロモーション活動に関する情報の企画・立案業務

本事業について、地域包括ケアシステムの推進及び地域共生社会の実現に向け、広く市民に周知するための企画・立案を行うこと。

(2) 本事業を周知するデジタル媒体の制作・運営業務

市が管理・運営する地域包括ケアポータルサイト「igoku」のサーバ運用、アクセス管理、保守、運用支援及び分析等を行うこと。また、市が管理する動画サイトやソーシャルメディア（Facebook）等との連携を可能とすること。

① 運用

- ・ 現行のサイトで使用している既存のドメイン（igoku.jp）は継続利用するものとし、新規サーバへの移行が必要となる場合は、市と協議のうえ移行作業を実施し、完了させること。

なお、サーバ移行に要する作業費、環境構築費、検証費、DNS 切替費用等、移行に必要な一切の経費は本事業見積価格提案書に含めるものとする。

- ・ 契約締結日から令和8年10月31日までは、現行環境の確認、資料受領、設定情報の整理等を行う引継ぎ期間とし、運用費用は発生しないものとする。
- ・ サーバ・SSL 証明書の契約主体は、令和8年11月から受託者とし、当該運用に係る費用は、令和8年11月分から年度末までの期間を対象とする。
- ・ サーバ更新に伴う追加費用（作業費・構築費・移行費・検証費等）についても、令和8年11月以降の事業費に含めるものとする。

- ・ CMS を使用し、随時バージョンアップ更新を実施すること。
- ・ 市職員によるポータルサイトの管理を可能とし、更新や管理、運用に係る「操作マニュアル」を作成し、年 1 回以上の操作研修を行うこと。
- ・ ポータルサイト全般においてセキュリティ対策を講じ、コンピュータウイルス、不正アクセス、サイト改ざんなどの外的脅威に対する防護について、万全の策を講じること。
- ・ 定期的なデータのバックアップを行い、障害が発生した場合でも、速やかに復旧が可能な体制を提供すること。
- ・ アクセスログの管理、集計を行うこと（GoogleAnalyticsなどを想定）。

② 掲載コンテンツ

- ・ 内容やデザインの見直し、機能の更新等を行い、市民がより使いやすく、地域の最新情報を効果的に発信できるサイトへリニューアルすること。
- ・ 本市における地域包括ケアシステム及び地域共生社会に係る様々な情報を、効果的に発信すること。
- ・ 取材を含めたデータ更新や記事掲載を撮影編集業務を含め6本以上行うこと。
- ・ その他の詳細は、市と協議の上決定すること。

(3) 本事業を周知する紙媒体の制作業務

受託者は、下記の紙媒体について、掲載内容の詳細内容について市と協議のうえ、本プロジェクトの目的・内容をふまえた、取材、撮影、執筆、校正等を行い、構成・編集・文章・図等のデザイン及び印刷仕様（部数、サイズ、紙質等の調整等）を含む制作業務を実施すること。

また、各媒体のデジタル版を作成し、(2)のポータルサイトで公開すること。

① 地域包括ケアフリーペーパー「紙の igoku」

- ・ 12 ページ、282×392 サイズ、フルカラー5,000 部
- ・ 印刷・加工・編集費含む一式

② 地域共生アクションプラン（本編）

- ・ 原案は地域共生社会推進会議での協議、団体ヒアリング等により市が作成する。
- ・ 50 ページ程度、A4 カラー 300 部
- ・ 印刷・加工・編集費含む一式

③ 地域共生アクションプラン（啓発用）

- ・ 原案は地域共生社会推進会議での協議、団体ヒアリング等により市が作成する。
- ・ 委員へのインタビュー取材・撮影等を行い掲載する。
- ・ 10 ページ程度、A4 カラー 1,000 部
- ・ 印刷・加工・編集費含む一式のほか、音声コード(Uni-Voice) を付与すること。

(4) 本事業を周知する体験型イベントの実施業務

地域包括ケアシステム及び地域共生社会の理念を広く市民へ周知する体験型イベント等を企画し実施すること。

① 日時・会場・イベント名

- ・ 令和 9 年1月 23 日(土)（会場：いわき芸術文化交流館アリオス セキショウ中劇場）に、市民、

関係団体、福祉・医療・介護・行政機関等が参加し、体験や交流を通して地域包括ケアシステムの推進及び地域共生社会の理解促進を図る体験型イベントの企画・運営を行うこと。（中劇場のほか、小劇場、大リハーサル室、中リハーサル室、キッズルームの使用可能）

- ・ いわき芸術文化交流館アリオスの会場使用料、備品使用料のみ市支払いとする。その他は受託者の支払いとすること。
- ・ 本事業の目的・内容をふまえ、分かりやすく集客力のあるイベント名を提案すること。

② イベントコンテンツ

- ・ 体験型イベントのコンテンツは、2つ以上の複数（ひとつは多死社会）とすること。
- ・ 出演者等を提案し、市と協議の上決定すること。出演者等との各種調整を行い、イベント実施後に謝礼等支払い手続きを行うこと。
- ・ 出演者への謝金・交通費・宿泊費・記念品（必要な場合）は見積書に含めるものとする。

③ イベント運営

- ・ イベント実施に必要な事前準備を行い、前日、当日の設置・運営・撤去を行うこと。
- ・ 会場装飾及び出演出展に係る機材の手配、設置、設営、撤去等を行うこと。
- ・ イベント開催に際しては必要な人員を配置し、イベント全体を運営すること。
- ・ イベント全体の進行管理及び音響・照明・映像の調整等の操作について、会場となるいわき芸術文化交流館アリオスと協議・調整を行うこと。
- ・ 当日の来場受付がスムーズに行えるよう、来場登録（事前・当日）及び来場受付の環境を整備する。来場者情報を管理し委託者と逐一共有する。

④ 広報

- ・ 来場者募集について、周知用チラシを制作・印刷のうえ、効果的かつ広域的な周知を実施すること。
- ・ チラシ 5,000 枚、ポスター 200 枚、プログラム 500 枚を作成すること。

⑤ その他

- ・ イベント全体について、写真・動画撮影により記録し、事後アーカイブ配信を実施すること。
- ・ 来場者を対象としたアンケート調査を実施し、回答結果を集計・分析のうえ報告書として取りまとめ提出すること。アンケート内容は、満足度、参加目的、評価項目、改善要望等を含むものとする。
- ・ 各広報物、写真、動画、実施報告書、アンケート報告書の成果物を提出すること。
- ・ プログラム、出演者、その他の詳細は、受託候補者の企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、市と受託候補者で協議の上決定すること。

- (5) 市が実施する地域包括ケアシステムの推進と地域共生社会の実現を図るための事業に可能な範囲で協力すること。

6 提案に当たっての留意事項

- (1) 企画提案の業務内容は、仕様書の内容を踏まえ、効果的かつ効率的な事業とすること。
- (2) 実施のイメージやスケジュール等を可能な限り明確に提案すること。

7 業務の執行体制（適正な人員配置）の確保について

- (1) 受託者は、この委託業務に必要な人員を配置し、責任者及び副責任者を明らかにすること。
- (2) 県外事業者においては、機動的に動けるよう、県内事業者を事業執行体制に組み込むこととし、当該事業者を明らかにすること。

8 業務について

- (1) 各業務の内容については、企画提案のあったものを基に、市と調整のうえ、決定する。
- (2) 各業務については事前に企画書（進行要領を含む）とスケジュールを作成し、市へ提出する。
- (3) 各業務の成果物は、契約期間終了後も使用可能なものを提案すること。制作物については市が指定する期日までに市へ提示し、協議または指示により修正・変更したものを成果品として市が指定する形式で提出すること。
- (4) 各業務により実施した内容及び状況を随時市へ報告する。

9 市との調整

- (1) 受託者は、作業の方法や順序及び作業の実施に必要な事項について、常に市と綿密に連絡を取り合い、その指示に従いながら本業務の目的を達成しなければならない。
なお、内容に疑義が生じたときは、速やかに市と協議しなければならない。
- (2) 受託者は、市が本業務に係る進捗状況について報告を求めた場合、市が指定する方法で、速やかに報告しなければならない。

10 知的財産権

- (1) 本業務の履行過程で生じた成果品の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は、市に帰属するものとする。また、その権利行使については、相手方の同意及び対価の支払いを要しないものとする。
- (2) 納品される成果品に第三者が権利を有する著作物が含まれている場合は、市が特に使用を指示した場合を除き、受託者は当該著作物の使用に必要な経費の負担及び使用許諾契約に係る一切の手続きを行うこととする。この場合において、受託者は当該契約等の内容について、事前に市の承諾を得ることとし、市は当該著作物について、当該許諾条件の範囲内で使用するものとする。
- (3) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争の原因が専ら市の責に帰す場合を除き、受託者の責任及び負担において一切を処理することとする。

11 機密保護・個人情報保護・セキュリティ

- (1) 受託者は、本業務の履行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約期間の終了または解除後も同様とする。
- (2) 受託者は、本業務の調査結果（業務の過程で得られた記録等を含む。）を市の許可なく第三者に閲覧、複写、貸与または譲渡してはならない。

- (3) 受託者は、本業務の履行のために市が提供した資料・データ等について、本業務以外の目的で使用してはならない。
- (4) 受託者は、本業務の履行において取扱う情報及び情報資産について、いわき市情報セキュリティポリシーに基づいて取扱うこととする。
- (5) 受託者は、本業務（再委託した場合を含む）を履行するうえで、個人情報を扱う場合は、「いわき市の保有する個人情報管理規程」を遵守しなければならない。

12 再委託

受託者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記のうえ、事前に書面にて報告し、市の承諾を得なければならない。

13 提出書類及び成果品

- (1) 着手届
- (2) 業務工程表（契約締結後 14 日以内）
- (3) 業務完了報告書
- (4) 本業務で作成した印刷物、広報物等
- (5) 実績報告書（事業実施記録、アンケート調査結果、事業の効果検証等）
- (6) その他、市と協議し必要定めた成果品等

14 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項または疑義を生じた事項については、市と受託者が協議して定めるものとする。
- (2) 受託者は、市から指示があったときは、業務遂行の適正性について、市の指定する者の監査を受けなければならない。

この場合において、市は受託者に対し、事前にその監査の実施時期及び場所並びに監査をする者として指定した者の氏名等を明示するものとする。

15 提出場所及び担当部局

いわき市保健福祉部 地域包括ケア推進課 地域支援係
〒973-8408 福島県いわき市内郷高坂町四方木田 191 番地
電話番号:0246-27-8574 FAX:0246-27-8576

別記 個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、この契約による事務を処理するに当たっては、個人情報を適正に取扱わなければならない。

（秘密の保持）

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後も、同様とする。

（使用者への周知）

第3 乙は、この契約による事務に従事する者に対し、その事務に従事する期間及びその期間の経過後においても、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

（個人情報取扱責任者の設置）

第4 乙は、この契約による事務を処理するに当たっては、個人情報を適正に取扱うため、事務に従事する者への教育等をする者として個人情報取扱責任者を置かなければならない。

（収集の制限）

第5 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

（目的外使用等の禁止）

第6 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、あらかじめ甲の指示又は承諾があったときは、この限りでない。

（適正な管理）

第7 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失及びき損の防止その他の個人情報の安全確保の措置を講じなければならない。

（複写等の禁止）

第8 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引渡しを受けた個人情報が記録された資料等を複写し、複製し、又は持ち出してはならない。ただし、あらかじめ甲の指示又は承諾があったときは、この限りでない。

（作業場所の指定）

第9 乙は、この契約による事務を処理するに当たっては、個人情報を適正に取扱うため、甲の指定する場所で行わなければならない。ただし、あらかじめ甲の指示又は承諾があったときは、この限りでない。

（再委託の禁止）

第10 乙は、この契約による個人情報の処理は自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはな

らない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(権利の譲渡の禁止)

第11 乙は、この契約によって生じた権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(検査・監査を受ける義務)

第12 甲は、個人情報の管理状況等について、必要と認めるときは随時に検査・監査を実施することができる。乙は合理的事由がある場合を除き、甲又は甲が指定した者の検査・監査を受けなければならない。この義務は本契約を再委託した場合における、再委託先に対する検査・監査についても同様とする。

(資料等の返還)

第13 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引渡しを受け、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示した方法により処理するものとする。

(事故発生時の報告)

第14 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告して適切な措置をとるとともに、遅滞なく書面をもって甲に報告しなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(取扱要領等の作成)

第15 乙は、個人情報の適正な管理の確保を図るため、個人情報の取扱いに関する要領等を作成し、甲に報告しなければならない。

(契約の解除及び損害賠償)

第16 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約を解除し、当該解除により生じた損害について損害賠償の請求をすることができるものとする。

(注) 1 甲は委託者を、乙は受託者をいう。

2 個人情報の取扱いを伴う事務の委託の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項を省略するものとする。